

○議長（茅沼隆文）

日程第12 議案第48号 小田原市斎場に係る事務の委託に関する協議についてを議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、小田原市に小田原市斎場に係る事務を委託することについて、同市と協議する必要があるので、本案を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

環境防災課長。

○環境防災課長（山口健一）

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第48号 小田原市斎場に係る事務の委託に関する協議について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、別紙の規約により小田原市斎場に係る事務を委託することについて、小田原市と協議する。よって同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年12月4日提出、開成町長府川裕一。

小田原市斎場につきましては、平成24年2月の協議会執行者会議で、現執行者会議で、現敷地内において小田原市斎場として、建て替えること、今後も2市5町で連携して事業を推進することを決定し、小田原市斎場の管理及び執行については、小田原市斎場事務広域化協議会、構成市町での検討の結果を踏まえ、新斎場の供用開始後は各市、町が小田原市へ斎場に係る事務を委託し、運営を行うものであります。現在建設中ではありますが、平成31年7月から新斎場が、供用を開始されます。

議案の内容であります。地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、次に説明する小田原市斎場に係る事務の委託に関する規約の内容により。小田原市斎場に係る事務を開成町が委託することについて、小田原市と協議するにあたり、同条第3項において、準用する同法第252の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、協議内容となる別紙規約の主な内容について御説明させていただきます。

規約の第1条につきましては、委託事務の範囲を定めたものでありまして、斎場の管理及び、執行に関する事務を委託範囲とするものでございます。第2条では、管理及び執行の方法について、事務を受託する小田原市の条例及び規則の定めによることとしております。

第3条では、委託にかかる経費については、開成町が負担することと定めております。第4条では、委託事務の管理及び執行にかかる収入及び支出は、小田原市の一般会計歳入歳出予算に計上することを定めております。

第5条では、委託事務の管理及び執行に伴う使用料、手数料、その他の収入について

て、事務を受託する小田原市の収入にすると定めております。

以上が規約の主な内容でございます。

なお、今規約につきましては、平成31年7月1日から、施行するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

2番、山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番山田貴弘です。

第7条の連絡会議ということで、ここで書かれている内容は必要に応じという言葉が使われておるんですが、どのようなときにこの連絡会議というものを行っていくのか、基本的に委託したらないよというのか、そこら辺どういう場合を想定しているのか、内容の方を教えてくださいと思います。

○町長（府川裕一）

環境防災課長。

○環境防災課長（山口健一）

それでは、お答えをさせていただきます。

今、現在は小田原市の事務の広域化の協議会という中で、会議を課長会議、副執行者会議、また最後に執行者会議という会議を持っておりますけれども、それが齋場ができることになりまして、解散ということになりますけれども、引き続き、年1回程度そういう執行者会議等を随時、開いていくというような形でございます。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質問ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質問がないようですので、質疑を打ち切り、続いて討論を行います。

討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第48号 小田原市齋場に係る事務の委託に関する協議について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて散会いたします。

お疲れさまでございました。